

報道機関各社 様

令和元年 6 月 3 日

City of Sapporo

## 令和元年度（2019 年度）札幌市国民健康保険料の保険料率の決定について

## 1 令和元年度保険料率の決定について

令和元年度の保険料率が決定し、別紙 1 のとおり条例に基づき 6 月 3 日（月）に告示しました。

この料率に基づいて計算した国民健康保険料の納付通知書は、6 月 13 日（木）に各区役所から発送します。（約 280,000 通）

## 2 保険料の計算について

国民健康保険料は、次の方法で、世帯ごとに計算します。

$$\text{国民健康保険料} = \text{医療分保険料} + \text{支援金分保険料} + \text{介護分保険料}$$

(40歳以上64歳以下の方が対象)

それぞれ、次の①から③までの合計額が、1 年間の保険料になります。

区分	医療分保険料 (国民健康保険加入者の 医療費に充てる分)	支援金分保険料 (後期高齢者医療制度の加入者の 医療費に充てる分)	介護分保険料 (介護費に充てる分。40歳以上 64歳以下の方が対象。)
①平等割額 (世帯割額)	<u>33,010</u> 円 (一世帯あたり)	<u>10,070</u> 円 (一世帯あたり)	<u>7,440</u> 円 (一世帯あたり)
②均等割額 (人数割額)	<u>18,120</u> 円 × 加入者数	<u>5,530</u> 円 × 加入者数	<u>5,310</u> 円 × 40歳以上64歳以下の加入者数
③所得割額	各加入者の平成30年中の所得から33万円を差し引いた金額 × <u>9.78</u> %	各加入者の平成30年中の所得から33万円を差し引いた金額 × <u>2.97</u> %	40歳以上64歳以下の各加入者の平成30年中の所得から33万円を差し引いた金額 × <u>2.56</u> %
最高限度額	<u>61万円</u> (前年比+3万円)	<u>19万円</u>	<u>16万円</u>

※世帯の所得割額は、各加入者（介護保険料は 40 歳以上 64 歳以下の加入者のみ）ごとに計算した所得割の合計額となります。

※保険料率とは、下線部分の金額や割合を指します。

## 3 令和元年度の主な制度改正

## ● 最高限度額の引き上げ（医療分保険料）

本年 1 月に、政令の一部が改正されたことにより、医療分保険料の賦課限度額の上限が 3 万円引き上げられましたので、札幌市においても同様に医療分保険料の限度額を 3 万円引き上げています。

## ● 低所得世帯に対する保険料軽減基準の拡大

本年 1 月に、政令の一部が改正されたことにより、保険料の平等割と均等割に係る 5 割軽減と 2 割軽減の対象となる所得基準が拡大されましたので、札幌市におい

でも同様に5割軽減と2割軽減の基準を拡大しています。

### 保険料軽減基準

区分	改正前基準(世帯所得で判断)	改正後基準(世帯所得で判断)
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円+(被保険者数× <u>27.5万円</u> )以下	33万円+(被保険者数× <u>28万円</u> )以下
2割軽減	33万円+(被保険者数× <u>50万円</u> )以下	33万円+(被保険者数× <u>51万円</u> )以下

## 4 保険料率の決め方

北海道が医療費の支払い総額から公費等(国からの交付金等)を差し引いて、必要な納付金総額を決め、市町村に納付金を割り当てます。

納付金の割り当ては、市町村ごとの所得水準や医療費水準を加味し、所得総額、加入者数、加入世帯数で按分し決定され、所得や医療費が高い市町村は多く負担する仕組みとなっています。

各市町村では、北海道から示された納付金を基に保険料率を決定します。  
(詳しくは、別紙2のとおり)

## 5 国民健康保険料の前年度比較

全加入世帯が負担する医療分・支援金分保険料の保険料率は、札幌市が北海道に納付する一世帯当たりの納付金が増額になったことにより、表1のとおり増加しました。一方、介護分保険料の保険料率は、一世帯当たりの納付金が減額になったことにより、保険料率も減少しました。

その結果、表2のとおり、すべての世帯について昨年度より保険料が増額となっています。

表1

### 医療分+支援金分

納付金の増加により、平成30年度に比べ各保険料率が増加

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年比(▲)
平等割	42,660円	41,940円	43,080円	1,140円
均等割	22,890円	22,710円	23,650円	940円
所得割	11.98%	12.05%	12.75%	0.70%

限度額：80万円(前年比+3万円)

## 介護分

納付金の減少により、平成30年度に比べ各保険料率が減少

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年比(▲)
平等割	9,440円	7,680円	7,440円	▲240円
均等割	6,670円	5,390円	5,310円	▲80円
所得割	3.20%	2.60%	2.56%	▲0.04%

限度額：16万円（据え置き）

表2

### 給与2人世帯の場合

年収	医療分+支援金分+介護分			前年比
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
～98万円	33,350円	31,730円	32,510円	780円
100万円	58,640円	55,830円	57,270円	1,440円
200万円	224,060円	215,030円	223,000円	7,970円
300万円	352,570円	338,750円	351,860円	13,110円
400万円	464,900円	447,150円	465,150円	18,000円
500万円	586,340円	564,350円	587,630円	23,280円
600万円	707,780円	681,550円	710,110円	28,560円
700万円	819,880円	804,620円	838,710円	34,090円

※ 40歳以上64歳以下の2人世帯で世帯主にのみ給与収入がある場合

### 年金2人世帯の場合

年収	医療分+支援金分			前年比
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
～153万円	26,520円	26,200円	27,100円	900円
200万円	100,520円	100,310円	105,110円	4,800円
300万円	264,540円	264,490円	277,790円	13,300円
400万円	363,370円	363,900円	382,990円	19,090円
500万円	464,010円	465,120円	490,080円	24,960円
600万円	565,830円	567,540円	598,460円	30,920円
700万円	667,670円	669,970円	706,830円	36,860円

※ 65歳以上の2人世帯で世帯主にのみ年金収入がある場合

お問い合わせ先：保健福祉局保険医療部保険企画課 赤江、清水  
TEL 211-2952



札幌市告示第 2813 号

令和元年度分の国民健康保険料に関し、札幌市国民健康保険条例（昭和 36 年条例第 9 号。以下「条例」という。）第 15 条第 3 項、第 15 条の 2 の 4 第 2 項及び第 15 条の 5 第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年 6 月 3 日

札幌市長

秋元 克広



- 1 条例第 15 条第 1 項に規定する基礎賦課額の所得割の保険料率は、100 分の 9.78 とする。
- 2 条例第 15 条第 1 項に規定する基礎賦課額の被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料率は、次のとおりとする。
  - (1) 被保険者均等割  
被保険者 1 人につき 18,120 円
  - (2) 世帯別平等割  
条例第 15 条第 1 項第 3 号アに掲げる世帯  
1 世帯につき 33,010 円  
条例第 15 条第 1 項第 3 号イに掲げる世帯  
1 世帯につき 16,510 円  
条例第 15 条第 1 項第 3 号ウに掲げる世帯  
1 世帯につき 24,760 円
- 3 条例第 15 条の 2 の 4 第 1 項に規定する後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率は、100 分の 2.97 とする。
- 4 条例第 15 条の 2 の 4 第 1 項に規定する後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料率は、次のとおりとする。
  - (1) 被保険者均等割  
被保険者 1 人につき 5,530 円



(2) 世帯別平等割

条例第 15 条の 2 の 4 第 1 項第 3 号アに掲げる世帯

1 世帯につき 10,070 円

条例第 15 条の 2 の 4 第 1 項第 3 号イに掲げる世帯

1 世帯につき 5,040 円

条例第 15 条の 2 の 4 第 1 項第 3 号ウに掲げる世帯

1 世帯につき 7,560 円

5 条例第 15 条の 5 第 1 項に規定する介護納付金賦課額の所得割の保険料率は、100 分の 2.56 とする。

6 条例第 15 条の 5 第 1 項に規定する介護納付金賦課額の被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 被保険者均等割

介護納付金賦課被保険者 1 人につき 5,310 円

(2) 世帯別平等割

介護納付金賦課被保険者の属する世帯 1 世帯につき 7,440 円

7 告示の日から施行するものとする。

## ▶保険料率決定のしくみ

## 1 医療分保険料

北海道から示された納付金（札幌市が払うべき納付金）等から国、道、市（一般会計）等からの補助金等を差し引いて、保険料として必要な額（賦課総額）を求めます。この賦課総額を平等割（世帯割）、均等割（人数割）、所得割の3つに振り分け、それぞれ世帯数、加入者数、所得から33万円を差し引いた金額の合計額で割ることによって保険料計算の基礎となる料率を決定します。

## 【医療分保険料(一般分)】



## 2 支援金分保険料

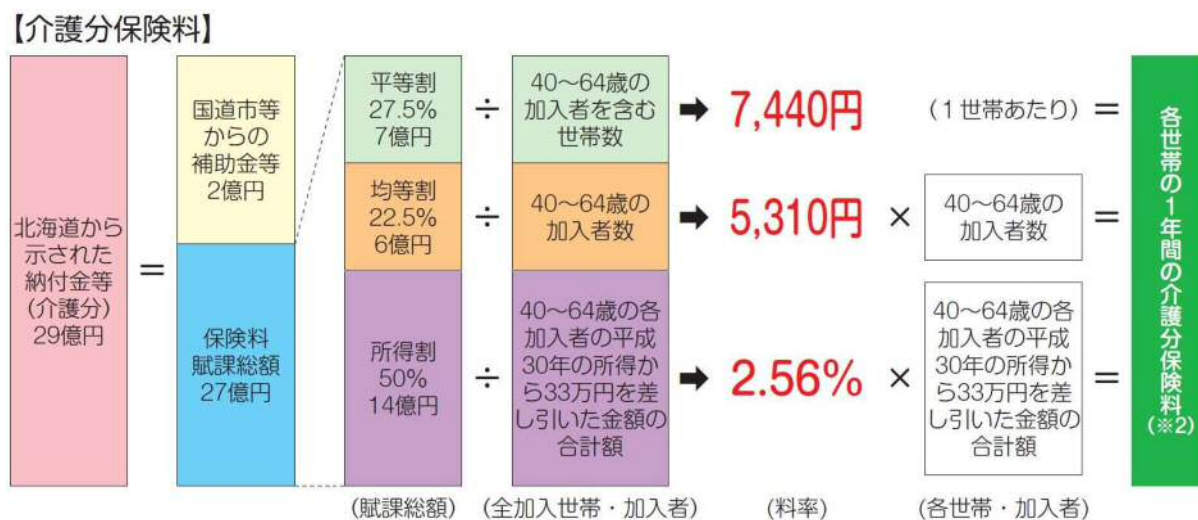
北海道から示された納付金（札幌市が払うべき納付金）から、国、道、市（一般会計）等からの補助金等を差し引いて賦課総額を求め、医療分と同様に料率を決定します。

## 【支援金分保険料(一般分)】



### 3 介護分保険料

北海道から示された納付金（札幌市が払うべき納付金）から、国、道、市（一般会計）からの補助金等を差し引いて賦課総額を求め、医療分と同様に料率を決定します。



※ 世帯の所得割額は、各加入者（介護分保険料は40歳以上64歳以下の加入者のみ）ごとに計算した所得割の合計額となります。

※ 各項目を四捨五入しているため、各項目の合計が総額と一致しない場合があります。

# 札幌市国民健康保険条例の一部を改正について

## 賦課限度額の引き上げ

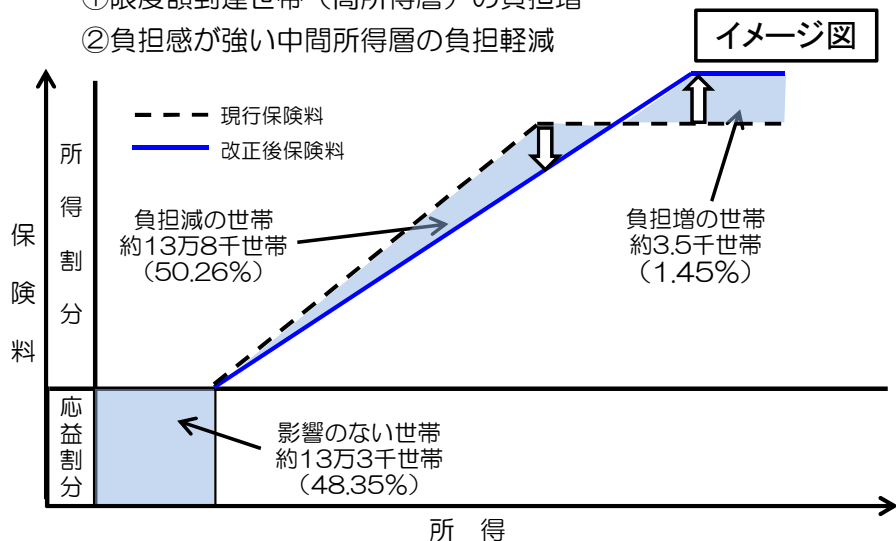
○内容

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、限度額の引き上げを行う。

区分	現行	改正後	引上げ額
医療分	58万円	61万円	+3万円
支援金分	19万円	19万円	-
介護分	16万円	16万円	-
合計	93万円	96万円	+3万円

○影響

- ①限度額到達世帯（高所得層）の負担増
- ②負担感が強い中間所得層の負担軽減



<モデルケース>

2人世帯（介護有）の場合（平成30年度の料率を用いて計算）

	現行	改正案	差額
給与収入 200万	215,030円	214,760円	▲270円
給与収入 400万	447,150円	446,450円	▲700円

## 低所得世帯に対する保険料軽減基準の拡大

○内容

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、低所得世帯に対する保険料軽減基準の拡大を行う。

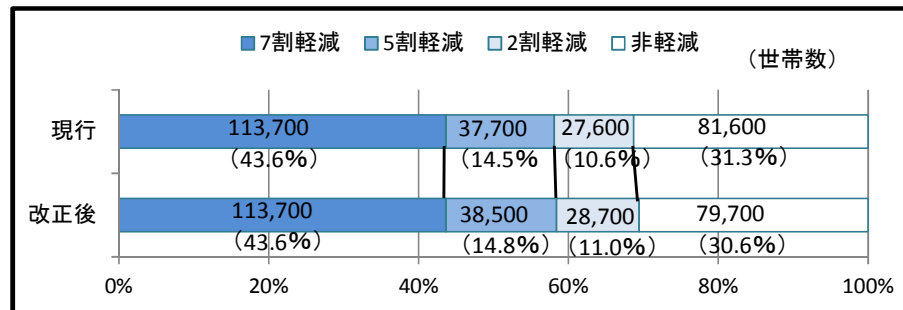
区分	現行基準（世帯所得で判断）	改正後基準（世帯所得で判断）
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円+（被保険者数×27.5万円）以下	33万円+（被保険者数×28万円）以下
2割軽減	33万円+（被保険者数×50万円）以下	33万円+（被保険者数×51万円）以下

○影響

軽減対象世帯の増加

- ・軽減拡大の対象となる世帯は、約1,900世帯（現行約179,000世帯 → 改正後約180,900世帯）
- ・軽減額は、約4,900万円増額となる

<保険料軽減世帯構成比>



※全軽減世帯は、国保加入全世帯の約7割に

<モデルケース>

2人世帯（介護有）の場合（平成30年度の料率を用いて計算）

	現行	改正案	差額
軽減なし→2割軽減 給与収入 218万	254,650円	233,490円	▲21,160円
2割軽減→5割軽減 給与収入 154万	166,680円	134,940円	▲31,740円